8 貧困等にかかる人権課題

こんがい しゃかいけいざいじょうせい はいけい しょく っ かた ひせいきこょうろうどうしゃ 混迷する社会経済情勢を背景に、職に就けない方や、非正規雇用労働者をはじめ、不安定 な就労状態にある方が増加しています。

登記に悩む方の中には、ネットカフェ等の終夜営業の店舗等で寝泊まりするなど住居 喪失状態に陥ったり、適切な支援につながらず、健康で文化的な最低限度の生活さえでき ない状態に追い込まれてしまう方もいます。また、世帯の貧困が子どもの教育に影響し、 貧困が次世代に渡って連鎖するといった問題、高齢者の貧困問題、さらに、男性より女性の ほうが貧困に陥りやすい環境にあること、母子家庭の多くが低所得層にあることなども 指摘されています。

がたれて、駅周辺・公園・河川敷等に起居する、ホームレスとなることを余儀なくされた方への偏見から、地域社会から排除されるという人権課題も発生しています。

そこで、貧困を背景として生じる複合的な人権課題の解消に向けて、各種支援制度や相談また。 はまず はかり、 できせっしょう はかり、 適切な支援につなげるとともに、ホームレスの人権擁護のための教育・ 啓発活動等を推進します。

(1) 主な取組みの方向

したけんそんちょう しゃかい む かんきょうせいび 【人権 尊 重の社会づくりに向けた環 境整備】

ア 子どもの貧困に対する連携体制の構築

きょういく けいはつとう すいしん 【教育・啓発等の推進】

せいかつこんきゅうしゃ しんけんようご きょういく けいはつかつどう すいしん 生活困窮者やホームレスの人権擁護のための教育・啓発活動の推進

生活困窮者やホームレスへの偏気やきべつ。 生活困窮者やホームレスへのになるをなくすため、生活困窮者やホームレスに ただ。 リカル ふか じんけんきょういく じんけんけいはつ すいしん ついての正しい理解を深める人権教育・人権啓発を推進します。

とうじしゃしえんとう すいしん 【当事者支援等の推進】

ウ 貧困に悩む方に対する支援等の推進

世活に困窮している方が抱える様々な課題に対応するため、就 労支援、生活福祉 生活に困窮している方が抱える様々な課題に対応するため、就 労支援、生活福祉 資金等の貸付や給付金、生活保護などの制度施策の周知を図り、適切な相談窓口へつな げるなど、一人ひとりの 状 況 に応じた支援を推進します。

エーひとり親世帯に対する支援等の推進

ひとり親世帯に対し、パソコン基礎講座の開催や自立支援プログラムの策定などの しゅうぎょうしえん ほしかしかふかくししきん かしつけ ほし ふしじりっしえんいん えずえぬえず かつよう 就業支援、母子父子寡婦福祉資金の貸付、母子・父子自立支援員やSNSを活用した そうだん じりっ む しょん すいしん 相談など自立に向けた支援を推進します。

オ ホームレスの自立支援に関する施策の推進

ホームレスやホームレスとなるおそれのある方に対し、就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保に関する施策、生活に関する相談・指導等について、国、市町村、NGO等と協働・連携を図り、自立の支援を推進します。

まも かんけいほうれい (2)主な関係法令

生いかつほごほう せいかつこんきゅうしゃじりっしえんほう 生活保護法 生活困窮者自立支援法 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 ひんこんたいさく すいしん かん ほうりつ ぼ しおよ ふ しなら か ふ ふくしほう 子どもの貧困対策の推進に関する法律 母子及び父子並びに寡婦福祉法